

ネットとうほく 2022 (検) 第1号-3  
2023年 (令和5年) 1月30日

〒981-3105  
仙台市泉区天神沢1-3-27  
株式会社仙和 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40  
ブライトシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477  
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申入書 (2)

当団体において、貴社の令和4年9月20日付「変更箇所のご依頼について」を受領し、内容を確認させていただきました。

HP上の広告表記の変更につきましては、当団体の指摘に応じてご対応いただきありがとうございました。

この度、新聞折り込み広告の貴社のチラシ広告について、情報提供がありましたので、その点申入れいたします。

### 1 申入れの趣旨

#### 【申入れ事項】

新聞折り込み広告の貴社のチラシ広告に関する下記の表示について、景品表示法違反にならないように「家族葬」という言葉は使わないようにし、火葬式のみであることを明示するか大きな文字で打ち消し表示を記載し、消費者が誤認しないような内容にすること。

記

「家族葬の仙和プラン9. 5万円～」と表示している広告について

### 2 申入れの理由

#### 【申入れ事項について】

新聞折り込み広告の貴社のチラシ広告では、「家族葬の仙和プラン9. 5万円～」と表記しており、実際のチラシには、9. 5万円のプランの内容は記載されておられません。

貴社の9.5万円のプランについてHP上で確認すると、葬儀は行わない火葬のみの火葬式プランであることから「家族葬の仙和プラン」という表記では葬儀を行うことができると消費者にとって誤解を招く表記をしています。一般消費者にとって葬式の実施について認識が困難な表示をしていることからすれば、景品表示法上の優良誤認ないし有利誤認表示にあたるものと言えます。

したがって、当該表記について「家族葬」という記載を削除し、葬儀ではなく火葬のみを行うプランであることを消費者にとって明らかになるように表現を変更することを求めます。

以 上